

8 川健介保第 5 1 7 号

令和 8 年 6 月 2 9 日

市内総合事業訪問型サービス・短時間通所サービス実施事業者様

川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課長

令和 7 年度介護職員等処遇改善等実績報告書の作成に係る
川崎市介護予防・生活支援サービス事業の取扱いについて

日頃から本市介護保険行政に御理解、御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、令和 7 年 2 月 7 日付け「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和 7 年度分）（老発 0 2 0 7 第 5 号）」にて、令和 7 年度介護職員等処遇改善加算に関する取扱いが示されているところです。

つきましては、本市介護予防・生活支援サービス事業における介護予防訪問サービス（A3）及び介護予防短時間通所サービス（A7）に係る処遇改善実績報告書の作成における留意点について、別紙のとおりお知らせいたします。

なお、期日・提出方法等の詳細につきましては、本市ホームページ等でご案内いたします。

総合事業サービスにおける 処遇改善計画書の取扱いに関するお問い合わせ

健康福祉局長寿社会部介護保険課給付係 担当

電 話 044-200-2687

メール 40kaigo@city.kawasaki.jp

**令和 7 年度介護職員等処遇改善加算等実績報告書の作成に係る
川崎市介護予防・生活支援サービス事業（A3・A7）の取扱いについて（別紙）**

《川崎市総合事業（A3.A7）サービスにおける処遇改善の考え方》

川崎市介護予防・生活支援サービス事業における介護予防訪問サービス（以降、「A3」という。）及び介護予防短時間通所サービス（以降、「A7」という。）については、令和 6 年 4 月から請求コードの簡略化による事務負担軽減のため、従前の処遇改善加算等を基本報酬に包括評価する改定を行っています。

《処遇改善実績報告書の作成について》

① 令和 7 年度「加算の総額」について

A3.A7 のサービスにおいても「介護職員等処遇改善加算等実績報告書(以下、処遇改善加算実績報告書)」の作成が必要です。作成にあたっては、「別紙様式 3-2」において、「加算の総額」の入力が必要となりますが、本市総合事業 A3.A7 については、上記改定により処遇改善加算の「加算の総額」の積算が容易に行えない報酬体系となっております。

つきましては、下記申請フォームにて、必要事項を入力のうえご申請いただければ、事業所ごとの「加算の総額」を川崎市介護保険課にて集計し、随時提供いたします。申請が集中した場合は、回答に 1 週間程度お時間をいただく可能性がございますので、ゆとりを持ってご申請くださいますようお願いいたします。

なお、他都市の被保険者が川崎市内の住所地特例施設に入所し、市内の事業所が川崎市の A3.A7 サービスを提供した実績がある場合、別途介護保険課までご連絡ください。

＜総合事業（A3・A7）に係る処遇改善相当額等の内訳開示手続き＞

<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/6c18379d-128a-4d9f-ae16-700c7d1a7efd/start>

※提供する内訳については令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月の給付実績における「加算の総額」になります。

※通所型サービス（A6）については市町村独自の報酬体系になっておらず、指定通所介護と同様に処遇改善加算を設けているため、今回の手続きの対象外です。

② 処遇改善加算の算定区分について

本市における総合事業 A3.A7 のサービスについては、「加算」という報酬体系は採用していませんが、処遇改善加算実績報告書の作成にあたっては、これまでと同様併設する指定訪問介護または指定通所介護等の算定区分と同じ算定区分を選択してください。

別紙様式3－2個票(令和7年4月以降分)

介護保険 事業所 番号	指定種別	事業所の所在地		事業所名	サービス名	令和7年3月 時点の算定状 況	介護職員等処遇改善加算																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
							令和7年度の算定期間①								令和7年度の算定期間②(令和7年度内の区分変更後)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
							算定した 加算区分	加算の総額 〔円〕	加算が相当 の加算額の 1/2	月額賃金 改算 要件Ⅰ	新規に追加す るIDベース アップ等加算 相当の加算の 見込額〔円〕	月額賃金 改算 要件Ⅱ	キャリアパス 要件Ⅲ	令和7年度内 の区分変更後 に 算定した加算 区分	加算の総額 〔円〕	加算が相当 の加算額の 1/2	月額賃金 改算要件 Ⅰ	新規に追加す るIDベースアッ プ等加算相当 の加算の見込 額〔円〕	月額賃金 改算要件 Ⅱ	キャリアパス 要件Ⅲ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
																	※各月の賃金 改算は、前月の 加算による月額 改算率(%)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

総合事業サービスにおける
処遇改善計画書の取扱いに関するお問い合わせ

健康福祉局長寿社会部介護保険課給付係
電 話 044-200-2687
メール 40kaigo@city.kawasaki.jp